

2 学籍の異動

[1] 休学

傷病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上出席することができない者は、許可を得て休学することができます。

	概 要			
休学単位	学期			
休学期間	(1) 休学できる期間は、3か月以上で学期の期間（1学期）以内又は1年（2学期）以内とします。 ※年度を越えて1年（2学期）にわたる休学の場合は、各学期ごとに休学の願い出を行い、許可を得ること。 (2) 休学の継続は、1年（2学期）以内〔連続して休学できる期間の上限は2年（4学期）〕とします。 ※あらかじめ休学の願い出を行い、許可を得ること。 (3) 休学期間は、通算して3年（6学期）を超えることはできません。			
休学期間満了日	当該年度の前学期末の9月30日又は当該年度末（後学期末）の3月31日			
休学期間と修業年限・在学期間	休学期間は修業年限及び在学期間に算入されません。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td>修業年限 通算4年(8学期)</td> <td>在学期間 通算8年(16学期)以内</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>休学期間 3年(6学期)以内</td> </tr> </table>	修業年限 通算4年(8学期)	在学期間 通算8年(16学期)以内	休学期間 3年(6学期)以内
修業年限 通算4年(8学期)	在学期間 通算8年(16学期)以内			
休学期間 3年(6学期)以内				
提出書類	保証人連署の「休学願」(所定様式・自署)(傷病による休学は診断書を添付)			
手続期限	休学開始希望日の1か月前			
休学の許可	休学が許可された場合、「休学許可書」が交付されます。			
休学による授業料等の免除	3月31日以前または9月30日以前に休学を願い出て許可された者は、休学が許可された学期に納付すべき授業料、施設維持費及び教育充実費が免除されます。			
在籍料	休学を許可された者は、在籍料として1学期当たり5万円を納付してください。			
学期の途中からの休学	学期の途中からの休学は1学期として換算します。 (1) 当該学期に開講されている授業科目の単位は認定されません。 (2) 当該学期に納入すべき学生納付金が完納されていない場合は、休学は許可されません。			
取扱窓口	学生支援課（学生支援担当）			

参考：休学期間一覧

休 学 期 間		備 考
開 始 日	満 了 日	
4月1日	9月30日	前学期の1学期間休学
	年度末の3月31日	前学期と後学期の1年（2学期）間休学
前学期の途中	9月30日	前学期の1学期間休学
	年度末の3月31日	前学期と後学期の1年（2学期）間休学
10月1日	年度末の3月31日	後学期の1学期間休学
	翌年度9月30日	後学期と翌年度前学期の1年（2学期）間休学 ※各学期ごとに休学手続が必要
後学期の途中	年度末の3月31日	後学期の1学期間休学
	翌年度9月30日	後学期と翌年度前学期の1年（2学期）間休学 ※各学期ごとに休学手続が必要

[2] 復学

休学の事由が解消し復学を希望する者は、許可を得て復学することができます。

ア 復学の時期

復学の時期は、休学期間満了日の翌日とし、休学開始時と同じ学期へ復学するものとします。

復学する際には、自分の在籍する学期（年次）をよく確認し、学修計画を立ててください。

イ 復学手続

提出書類	保証人連署の「復学願」（所定様式・自署） ※傷病の回復による復学の場合は、診断書を添付してください。
手続期限	復学希望日の1か月前
復学の許可	復学が許可された場合、「復学許可書」が交付されます。
取扱窓口	学生支援課（学生支援担当）

[3] 退学

傷病その他やむを得ない事由により退学を希望する者は、許可を得て退学することができます。

なお、退学希望日の属する学期に納入すべき学生納付金が完納されていない場合、退学は許可されません。

提出書類	保証人連署の「退学願」（所定様式・自署） ※傷病による退学の場合は、極力、診断書を添付してください。
手続期限	退学希望日の1か月前
退学の許可	退学が許可された場合、「退学許可書」が交付されます。
取扱窓口	学生支援課（学生支援担当）

※学生証を退学日までに返却してください。

[4] 除籍

次のいずれかに該当する者は、除籍となります。

- 学生納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

納入期限	前学期	4月末
	後学期	10月末

- 学則に定められた在学期間を超えた者
- 学則に定められた休学期間を超えた者

※傷病その他の事由により、卒業の見込みがないと認められる者は、除籍とすることがあります。

※学生証を返却してください。

[5] 復籍

学生納付金等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入せずに除籍となった者が、除籍日の翌日から起算して2年以内に願い出た場合は、復籍を許可する場合があります。復籍を希望する場合は、学生支援課（学生支援担当）に相談してください。